

令和5年5月31日

保護者様

栗東市立治田東小学校

大雨・洪水・台風・その他非常変災、緊急事態における対応について

初夏の候、保護者の皆様におかれましては、ご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃は、本校教育推進に多大のご支援、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、児童の通学の安全確保のため、下記により対応いただきますようご理解ご協力をお願いします。

記**1. 滋賀県教育委員会が一斉に臨時休業の措置をとる場合**

午前7時前後において、テレビ・ラジオ放送による、県下全域にわたって、「**特別警報・暴風を含む警報**」（暴風、暴風雪警報）の気象情報があった場合、臨時休業の措置となります。この場合、特に学校からの連絡はいたしません。

* 気象庁から**大雨・洪水等だけの警報**が出されても、必ずしも臨時休業の措置がとられるとは限りませんのでご注意ください。「**暴風を含む警報の発表**」の報道をもって臨時休業の措置となります。

2. 学校独自で臨時休業・終業時刻の繰り上げの措置をとる場合

県下一斉の臨時休業の措置がない場合でも、学区の災害状況等により、本校だけが臨時休業にしたり、始業を遅らせたりする等の措置をとることがあります。また、登校後「特別警報・暴風を含む警報」の発表が出る前に、終業時刻を繰り上げて下校させる場合があります。その際、学校からのメール配信を通じて連絡いたしますので、その指示に従ってください。

また、大規模な自然災害や事故等の非常事態の発生に際し、学校で被災した場合には、「緊急連絡カード」をもとに、児童を確実に引き渡しさせていただきますので、よろしく申し上げます。

3. 安全指導について

- ①大雨・洪水・台風等の登下校には、思わぬ危険が待ち受けています。危険箇所の点検や持ち物等への配慮を十分していただき、通学路や児童の実態に即した適切な注意や助言・指示を与えてください。
- ②警報・注意報が解除されたり、雨や風がやんだりした後にも、河川の増水や土砂災害の危険性が残ります。遊び場や通学路に危険性がないかどうか調べていただく等、危険防止の対策にご配慮いただきますようお願いいたします。
- ③大雨・洪水・台風・大雪の時、児童が遅刻・早退する場合には、平常以上に学校（学級担任）との連絡を密にいただき、児童の登下校の安全に万全を期すようご協力をお願いします。
- ④「治田東小メール配信システム」の登録がまだの方は、お子さんそれぞれについて早急に登録いただきますようお願いいたします。IDとパスワードの再発行が必要な場合は、担任を通じてお知らせください。

◇この文書は今後の非常変災時のため、よくお読みいただき、大切に保管しておいてください。

【治田東小学校 TEL：553-3771】